

令和6年7月17日宣告

令和5年（わ）第250号 殺人被告事件

主 文

5 被告人を懲役15年に処する。

未決勾留日数中250日をもその刑に算入する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、令和5年7月20日午前3時18分頃から同日午前4時36分頃まで
10 の間に、山梨県山梨市（住所省略）所在のA方において、同人（当時49歳）に対
し、殺意をもって、その頸部をロープで締め付け、よって、その頃、同所において、
同人を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害した。

（量刑の理由）

1 本件は、被告人が実母を殺害した事案である。

15 2 被告人は、後述するような経緯で、本件犯行日の半年以上前に被害者の殺害を
考え始め、本件犯行日の約2日前には被害者殺害の道具としてロープと包丁を購
入して準備し、本件犯行当日には、被害者が寝ているため抵抗されないことや、
他者からの妨害が入らないことを理由に、夜中の時間帯を狙って本件犯行に及ん
でいる。そして、被告人は、うつぶせの状態に寝ていた被害者に馬乗りになり、
20 同人の首にロープを掛け、ロープを両手で引いて同人の首を絞め始め、被害者の
体が途中で仰向けになった後も、徐々に上がってきた被害者の腕が止まるまでの
時間、同人の首を絞め続けた。被害者の甲状軟骨が骨折していたことに照らせば、
被告人がロープを強い力で引いていたことがうかがわれる。

25 本件犯行態様が被害者を死亡させる危険性が相当高いものだったことは明らか
である。また、本件犯行は、緻密なものとはとはいえないにせよ、一定の計画性
を備え、強い殺害の意思に基づいたものというべきである（被告人が前記の首絞

め行為の後、被害者の死を確実なものにしようなどと考えて、包丁で被害者の胸部、腹部等を複数回突き刺していることにも、被告人の被害者殺害に向けた意思の強さや被害者に対する感情の強さが現れているといえる。)

3 本件犯行により、被害者の尊い命が奪われたという結果が重大であることはい
5 うまでもない。被害者は、本件当時、個人で農業を営むなどして生活していた中
で、前触れもなく突然、理由もわからない状況で、息子から殺害されたのである。
被害者が感じたであろう無念さ、悔しさは相当のものであったと思われる。

4(1) 被告人が本件犯行に至った経緯は概ね以下のとおりである。

被告人の実父は平成8年に被害者と離婚しており、その後、被害者と被告人
10 は二人で生活していた。被告人は、幼少期から、被害者が飲み会をしている横
で自分が夕食を食べることが頻繁にあったことや、被害者の交友関係や交際相
手との交際状況、被害者からの激しい叱責があったことなどから、被害者のこ
とを尊敬できない大人と捉え、また、逆らってはいけない人とも捉えていた。
被告人は、短大卒業後、就職して県外へ出ることに被害者から反対され、その
15 後はアルバイトをするなどしながら生活していた。また、被告人は、従前から、
生きる理由はなく、長生きをする必要もなく、好きなことだけして、死にたく
なったら死ねばいいなどと考えていた。

被告人が被害者方で同居していた令和4年12月31日の朝、被告人がアル
バイト先に出勤しようとしたところ、被害者から猫の世話等が終わっていない
20 などとして怒鳴られた(ただし、この際被告人は被害者から暴力は振るわれて
いない。)。被告人が同日、出勤後にスマートフォンを確認したところ、被害
者から「二度と家に近づくな」、「家に近づけば警察を呼ぶ」、「野垂れ死ん
でも知らない」などという旨のLINEのメッセージを送付されていたことに
気付いた。同日夜、被告人がアルバイト先での勤務を終えて被害者方に帰宅し
25 た際、家の中に全く明かりがつかないことを外から確認した。被告人は、
家の鍵を持っていたものの、幼少期から同様に家を閉め出された経験を有して

いたため、被害者がこのような態度をとるときは、一晩自分を閉め出しておいて、翌朝自分が謝罪をするまで話さないつもりだと捉えた。被告人は、公衆トイレで一晩を過ごす中で、寒さ等で自分が凍死する可能性が頭に浮かび、被害者が自分の死を願っていると考え、自分が死ぬ原因が被害者であることに憤りや強い反発を覚えた。また、被告人は、自分が生きないのであれば、自分が生きるための手段としての被害者も生きている必要はないなどと思い、被害者を殺してから自分も死ぬということを考えるに至った。その後、被告人は被害者方から出て、アルバイトを続けながらネットカフェで生活するようになった。令和5年5月、被害者が被告人の勤務先に電話をかけてきたことなどをきっかけとして、被告人はアルバイト先も辞めてしまった。その後、被告人は、消費者金融から借入れをするなどしながら生活してきたが、手持ちの現金が乏しくなってきたことなどから、本件犯行を実行する決意を固めた。

(2) このような本件犯行に至った経緯に照らし、被告人の意思決定を非難し得る程度等について検討する。

前記のような被告人の幼少期からの養育環境に照らして、本件犯行に至るまでの被告人の思考等にその影響が及んでいたことを否定することはできない。

しかし、被害者は、被告人に短大を卒業させるなど一定の養育環境を提供しているといえる。また、令和4年12月31日の閉め出し等の出来事をきっかけとして、被害者の殺害を考えるに至ったという被告人の思考過程にも飛躍が多いというほかない。そもそも、被告人は本件犯行当時29歳であり、一定の社会生活を営む能力を有し、大人としての分別を求められる年齢であったにもかかわらず、令和4年12月31日以降、本件犯行までの半年以上もの期間、被害者の下から離れて生活し、落ち着いて考えることや、周囲に相談をすることなどの他の手段を検討することなく、被害者に対する混然一体とした感情にとらわれ、被害者の殺害に固執し続けた結果、本件犯行に及んでいるといえる。

そうすると、本件犯行に至るまでの経緯をみる中で被告人の過去の養育環境

裁判官

松 本 恭 平

5

裁判官

高 橋 自